

情報共有システム運用ガイドライン

(目的)

佐賀県では、受発注者間の業務効率化（工事関係書類の電子化による業務効率化、管理資料作成の負担軽減等）を図るため、情報共有システム（ASP方式）の利用を推進する。

※「ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式」とは、情報共有システム提供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(対象工事)

佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する全ての工事を対象とし、受注者が希望した場合はシステム利用を行うこととする。

(利用可能な情報共有システム)

動作環境を確認した結果、以下の情報共有システム提供者のシステムについて、利用可能とする。

- ・株式会社現場サポート（現場クラウドOne）
- ・株式会社建設システム（工事情報共有システム）
- ・川田テクノシステム株式会社（base page）
- ・株式会社アイサス（information bridge）
- ・株式会社ビーイング（Being Collaboration）
- ・株式会社建設総合サービス（電納ASPer）

ただし、前述の情報共有システム以外を利用する場合は、佐賀県の様式や情報セキュリティの問題等の条件があるため、受注者は発注者と協議を行うこと。

(システム利用料)

情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は、土木工事標準積算基準書及び治山林道必携の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。その他の積算基準書では共通仮設費率に記載されていないが、別途積み上げ等による計上はしないものとする。

(特記仕様書への明記)

特記仕様書において、情報共有システムが利用可能である旨を明記するものとする。

特記仕様書記載例

第〇項 情報共有システムについて

受注者は、情報共有システム（ASP方式）を利用する場合、監督員に使用するシステム、パスワードなどシステム使用に必要な情報を打合せ簿で提出する。

なお、利用にあたっては、「情報共有システム運用ガイドライン」に基づき行う。